

議 第 26 号
令和5年 4月27日提出

臨時代理の報告について

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、熊本市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令及び市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

（提出理由）

熊本市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令及び市長の権限に属する事務の補助執行にかかる協議について、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により教育委員会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市教育委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本市教育委員会事務局文書規程（昭和41年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

「熊本市文書に関する訓令（平成7年訓令第5号）を準用する」を「別に定めるものを除くほか、市長事務局の例による」に改める。

附 則

この規則は、令達の日から施行する。

令和5年（2023年）3月31日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市教育委員会

市長の権限に属する事務の補助執行について（同意）

令和5年（2023年）3月28日人事発第780号で地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき協議のあったことについて、下記のとおり同意する。

記

- 1 教育委員会に係る事務のうち、市長の権限に属する以下の表に掲げる専決事項に係る事務を、教育委員会の事務を補助する職員又は教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。
- 2 次の表のとおり専決者に掲げる者に専決させる事項及び専決者を変更する。

(補助執行)	(補助執行)
第15条 教育委員会、監査委員、人事委員会、熊本市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会又は農業委員会（以下「各執行機関」という。）に係る事務のうち、市長の権限に属する次項各号に定める専決事項に係る事務を、当該各執行機関の事務を補助する職員又は教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。	第15条 教育委員会、監査委員、人事委員会、熊本市選挙管理委員会、各区選挙管理委員会又は農業委員会（以下「各執行機関」という。）に係る事務のうち、市長の権限に属する次項各号に定める専決事項に係る事務を、当該各執行機関の事務を補助する職員又は教育委員会の管理に属する機関の職員に補助執行させる。

2 前項に基づき事務を執行するに当たっては、次の各号に掲げる者に、当該各号に定める事項を専決させる。	2 前項に基づき事務を執行するに当たっては、次の各号に掲げる者に、当該各号に定める事項を専決させる。
(1) 教育次長 【略】	(1) 教育次長 【略】
(2) 教育委員会事務局の部長	(2) 教育委員会事務局の部長
ア 6,000万円以上の工事施行に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	ア 6,000万円以上の工事施行に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
イ 3,500万円以上の委託に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	イ 3,500万円以上の委託に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
ウ 1,000万円以上の物件、労力その他の供給に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	ウ 1,000万円以上の物件、労力その他の供給に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
エ 2,000万円以上の用地買収に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	エ 2,000万円以上の用地買収に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
オ 損害賠償（人身事故に係るものを含む。）に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	オ 損害賠償（人身事故に係るものを含む。）に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
カ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬の額の決定に関すること。	カ 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の嘱託員及びこれらに準ずる者の報酬の額の決定に関すること。
キ 会計年度任用職員に係る分任出納員の任免に関すること。	キ 会計年度任用職員に係る分任出納員の任免に関すること。
ク 熊本市放置自動車防止条例第14条の規定に基づく措置命令に関すること。	ク 熊本市放置自動車防止条例第14条の規定に基づく措置命令に関すること。
ケ 使用料、占用料その他収入の不納欠損処分に関すること。	ケ 使用料、占用料その他収入の不納欠損処分に関すること。
コ 強制徴収債権に係る差押財産の換価処分に関すること。	コ 強制徴収債権に係る差押財産の換価処分に関すること。
サ 地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指	【新規】

<u>定納付受託者の指定に関すること。</u>	
(3)～(7) 【略】	(3)～(7) 【略】
(8) 教育委員会事務局教育政策課副課長	(8) 教育委員会事務局教育政策課副課長
ア 前号アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。	ア 前号アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。
<u>(9) 教育委員会事務局放課後児童育成課長</u>	<u>(9) 教育委員会事務局青少年教育課長</u>
ア 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。	<u>ア 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。</u>
<u>【削る】</u>	<u>イ 青少年問題協議会の運営に関すること。</u>
<u>(10) 教育委員会事務局地域教育推進課長</u>	<u>【新設】</u>
<u>ア 青少年問題協議会の運営に関すること。</u>	
<u>(11)～(22) 【略】</u>	<u>(10)～(21) 【略】</u>
3 前項第5号、第7号、第10号、第12号、第14号及び第16号に掲げる者（同項第5号にあっては、教育委員会事務局の各課長及び教育センター所長に限る。）は、当該各号に定める事項について、所属の副課長と協議の上、当該事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。	3 前項第5号、第7号、第10号、第12号、第14号及び第16号に掲げる者（同項第5号にあっては、教育委員会事務局の各課長及び教育センター所長に限る。）は、当該各号に定める事項について、所属の副課長と協議の上、当該事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。
4 前項の規定により権限の調整を図る場合は、教育長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。	4 前項の規定により権限の調整を図る場合は、教育長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

3 補助執行の開始期日

令和5年（2023年）4月1日